第十条中「相談支援事業」を「一般相談支援事業又は特定相談支援事業」に改める。

第十一条第一項中「又は就労移行支援」を「、就労移行支援又は就労継続支援B型」に、「又は指定就労移行支援事業者」を「、指定就労移行支援事業者」に改め、「指定就労移行支援事業者をいう。」の下に「、指定就労継続支援B型事業者（同令第二百一条第一項に規定する指定就労継続支援B型事業者をいう。）」を加える。

第十九条第三項第二号中「又は就労移行支援」を「、就労移行支援又は就労継続支援B型」に改め、同項第三号イ中「第二十一条の三第一項第一号」を「第二十一条第一項第一号」に、「第二十九条第六項」を「第二十九条第五項」に改める。

第二十三条第二項中「、その有する能力」を削り、同条第八項中「又は就労移行支援」を「、就労移行支援又は就労継続支援B型」に改める。

第二十五条第二項中「（規則第六条の十第二号に規定する就労継続支援B型をいう。以下同じ。）」を削る。

第二十七条第二項中「又は就労移行支援」を「、就労移行支援又は就労継続支援B型」に改め、「、その有する能力を活用することにより」を削る。

第二十八条中「又は就労移行支援」を「、就労移行支援又は就労継続支援B型」に改める。

第二十九条の見出し中「支払」を「支払等」に改め、同条第一項中「又は就労移行支援」を「、就労移行支援又は就労継続支援B型」に改め、同条に次の三項を加える。

2　指定障害者支援施設等は、就労継続支援B型の提供に当たっては、前項の規定により利用者それぞれに対し支払われる一月当たりの工賃の平均額（第四項において「工賃の平均額」という。）を、三千円を下回るものとしてはならない。

3　指定障害者支援施設等は、就労継続支援B型の提供に当たっては、利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことを支援するため、工賃の水準を高めるよう努めなければならない。

4　指定障害者支援施設等は、就労継続支援B型の提供に当たっては、年度ごとに、工賃の目標水準を設定し、当該工賃の目標水準及び前年度に利用者それぞれに対し支払われた工賃の平均額を利用者に通知するとともに、都道府県に報告しなければならない。

第三十条第二項中「前項」を「前二項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2　指定障害者支援施設等は、就労継続支援B型の提供に当たっては、利用者が施設障害福祉サービス計画に基づいて実習できるよう、実習の受入先の確保に努めなければならない。

第三十一条第二項中「就労移行支援」の下に「又は就労継続支援B型」を加え、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2　指定障害者支援施設等は、就労継続支援B型の提供に当たっては、公共職業安定所での求職の登録その他の利用者が行う求職活動の支援に努めなければならない。

第三十二条に次の一項を加える。

2　指定障害者支援施設等は、就労継続支援B型の提供に当たっては、利用者の職場への定着を促進するため、障害者就業・生活支援センター等の関係機関と連携して、利用者が就職した日から六月以上、職業生活における相談等の支援の継続に努めなければならない。

第三十三条中「就労移行支援」の下に「又は就労継続支援B型」を加える。

第五十一条中「相談支援事業」を「一般相談支援事業若しくは特定相談支援事業」に改める。

附則第十七条の次に次の一条を加える。

第十七条の二　平成二十四年四月一日において現に存していた障がい者制度改革推進本部等における検討を踏まえて障害保健福祉施策を見直すまでの間において障害者等の地域生活を支援するための関係法律の整備に関する法律（平成二十二年法律第七十一号）第五条による改正前の児童福祉法第二十四条の二第一項に規定する指定知的障害児施設等（以下「旧指定知的障害児施設等」という。）であって、同日以後指定障害者支援施設等となるものに対する第六条第二項第二号の規定の適用については、当分の間、同号ハ中「九・九平方メートル」とあるのは、「四・九五平方メートル」とする。ただし、指定障害者支援施設等となった後に増築され、又は改築される等建物の構造を変更した部分については、この限りでない。

附則第十八条の次に次の一条を加える。

第十八条の二　平成二十四年四月一日において現に存していた旧知的障害児施設等であって、同日以後指定障害者支援施設等となるものについては、当分の間、第六条第二項第二号トの規定は適用しない。ただし、指定障害者支援施設等となった後に増築され、又は改築される等建物の構造を変更した部分については、この限りでない。

附則第十九条の次に次の一条を加える。

第二十条　平成二十四年四月一日において現に存していた旧知的障害児施設等であって、同日以後指定障害者支援施設等となるものについては、当分の間、第六条第二項第八号の規定は適用しない。ただし、指定障害者支援施設等となった後に増築され、又は改築される等建物の構造を変更した部分については、この限りでない。

（障害者自立支援法に基づく指定相談支援の事業の人員及び運営に関する基準の廃止）

第二十五条　障害者自立支援法に基づく指定相談支援の事業の人員及び運営に関する基準（平成十八年厚生労働省令第百七十三号）は、廃止する。

（障害者自立支援法に基づく障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準の一部改正）

第二十六条　障害者自立支援法に基づく障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準（平成十八年厚生労働省令第百七十四号）の一部を次のように改正する。

第二条第三号中「、児童デイサービスの事業」を削り、「就労継続支援B型をいう。以下同じ。）の事業」の下に「並びに児童発達支援（児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）第六条の二第二項に規定する児童発達支援をいう。以下同じ。）の事業、医療型児童発達支援（同条第三項に規定する医療型児童発達支援をいう。以下同じ。）の事業、放課後等デイサービス（同条第四項に規定する放課後等デイサービスをいう。以下同じ。）の事業及び保育所等訪問支援（同条第五項に規定する保育所等訪問支援をいう。以下同じ。）の事業」を、「行うこと」の下に「（同法に規定する事業のみを行う場合を除く。）」を加える。

第八十九条第一項中「指定児童デイサービス（障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準（平成十八年厚生労働省令第百七十一号。以下「指定障害福祉サービス基準」という。）第九十六条に規定する指定児童デイサービス」を「指定児童発達支援（児童福祉法に基づく指定通所支援の事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成二十四年厚生労働省令第十五号。以下「指定通所支援基準」という。）第四条に規定する指定児童発達支援をいう。）の事業、指定医療型児童発達支援（指定通所支援基準第五十五条に規定する指定医療型児童発達支援をいう。）の事業又は指定放課後等デイサービス（指定通所支援基準第六十五条に規定する指定放課後等デイサービス」に、「次条において「多機能型児童デイサービス事業」を「以下「多機能型児童発達支援事業等」に改め、同条第二項中「前項」を「第一項」に改め、同項を同条第四項とし、同条第一項の次に次の二項を加える。